

欧州統一特許裁判所準備委員会，手続規則草案に対する意見募集の結果を公表

2014年3月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court: UPC）の準備委員会（Preparatory Committee）は3月6日，手続規則（Rule of procedure）の草案に対する意見募集の結果をウェブサイトに公表した。

手続規則は，統一特許裁判所における訴訟手続の詳細を規定するもので，欧州各国の判事や弁護士の専門家7名で構成される起草委員会（議長：ケビン・ムーニー弁護士（英国））によって起草された。昨年6月25日から10月1日まで意見募集が行われ，国際知的財産保護協会（AIPPI）日本グループ，日本知的財産協会，日本製薬工業協会からも意見が提出された。

今回公表されたのは，意見募集の結果を反映した手続規則第16次草案と，提出された意見に対する起草委員会の考え方をまとめたもの。手続規則の主な事項は以下のとおりである。

○オプト・アウトについて（規則5）

移行期間中の統一特許裁判所の専属管轄の適用除外（オプト・アウト）について，以下の点が明確化された。

- ・ 当該特許（出願）を二以上の特許権者（又は出願人）が所有する場合，全ての特許権者（又は出願人）がオプト・アウトの申請を行う必要がある。
- ・ オプト・アウトの申請は，当該欧州特許の指定国の全てに関して行わなければならない。
- ・ 基礎となる欧州特許がオプト・アウトされれば，補充的保護証明書（SPC）も自動的にオプト・アウトされる。

○バイファーケーションについて（規則37）

侵害訴訟において特許取消を求める反訴がなされた場合，合議体は中央部に反訴の審理を付託する（バイファーケーション）裁量を有する（UPC 協定第33条(3)）。この裁量に関してより具体的な指針を規定すべきとの意見が提出されたが，第16次草案ではこの意見の採用は見送られた。その一方で，中央部に反訴の審理を付託する／しない理由を述べる義務が合議体に課せられた。

○暫定的差止について（規則211）

暫定的差止の判断に際して裁判所が有する当事者の利益を考慮する裁量について、より具体的な指針を規定すべきとの意見が提出されたが、「差止命令の発出又は拒否の結果いずれの当事者について生じる潜在的損害を考慮する裁量を有する」との文言（UPC 協定第 62 条の文言と同一）が追記されたにとどまった。

○終局的差止について（規則 118）

特許権侵害が認められる場合に、裁判所は終局的差止命令を出すことが「できる」とされている（UPC 協定第 63 条(1)）。差止を認める際のより具体的な指針を規定すべきとの意見が出されたが、この意見の採用は見送られ、さらなる具体的な指針は盛り込まれなかった。

○手数料について（規則 370）

オプト・アウト手数料を含む、各種裁判所手数料の具体的な金額は、依然として空欄となっており、今後の議論に委ねられている。

プレスリリースによると、今後の議論の舞台は、準備委員会の司法グループにおける参加 EU 加盟国間の議論に移る。また、ユーザーの意見をさらに求めるため、年内にも口頭ヒアリングが開催される予定である。

－ 統一特許裁判所準備委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Revised 16th draft of the Rules of Procedure](#)

－ 手続規則第 16 次草案は、以下参照 －

[A revised 16th version of the draft Rules of Procedure \(PDF\)](#)

－ 提出された意見に対する起草委員会の考え方は、以下参照 －

[Comprehensive digest \(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[スウェーデン、リトアニア、ラトビア、エストニア、統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を締結（2014 年 3 月 6 日）\(PDF\)](#)

[欧米アジアの 19 社・団体が欧州統一特許裁判所に関して共同意見書を公表（2014 年 2 月 28 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、「オプト・アウト」された欧州特許には統一特許裁判所協定は適用されないとの解釈を提示（2014 年 2 月 3 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始（2013 年 9 月 24 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案を公表（2013 年 6 月 25 日）\(PDF\)](#)

(以上)